

奈良県告示第八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成二十八年六月十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十八年五月二十四日現在の地番による。）
香芝市北今市三丁目一八四番一及び一八四番二の各一部
- 二 申請者氏名 藤山俊一
- 三 申請者住所 香芝市北今市三丁目一八四番地
- 四 道路の幅員 四・〇メートル
- 五 道路の延長 三三・〇〇メートル
- 六 指定年月日 平成二十八年五月二十七日
- 七 指定番号 高土第二七〇六号